

韓国の人身売買等防止法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳

目 次

はじめに

I 人身売買等に関する過去の韓国国内法整備

- 1 既存の関連法
- 2 既存の法律に対する評価

II 人身売買等防止法の制定

- 1 制定の経緯
- 2 人身売買等防止法の概要

おわりに

翻訳：人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律

キーワード：人身売買、人身取引、性売買、性的搾取、労働力搾取、臓器売買、組織犯罪、
人権擁護

要 旨

韓国では、2000年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」及びその議定書の「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」に署名し、人身売買等の防止に関連する国内法を整備してきた。しかし、こうした既存の法律に対しては、不十分な点等が指摘されていた。また、近年、チャットアプリを利用した人身売買等も摘発されている。このような状況の中、2021年4月、「人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律」が制定され、2023年1月に施行された。この法律は、「人身売買等」の定義を規定し、関連する中央行政機関間の調整等を行う「人身売買等防止政策調整協議会」を設置することを定めた。また、人身売買等の被害者保護、支援に関して規定している。

はじめに

韓国は2000年12月に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下、「国際組織犯罪防止条約」という。）⁽¹⁾及びその議定書である「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（以下、「人身売買⁽²⁾議定書」という。）⁽³⁾及び「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（以下、「密入国議定書」という。）⁽⁴⁾に署名した。また、翌2001年10月には、同条約の3つ目の議定書である「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月13日である。

- (1) 「국제연합 초국가적 조직범죄 방지협약 (조약 제 2258 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyBInfoP.do?trtySeq=11379&chrClsCd=010202>>; 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 (略称 国際組織犯罪防止条約)」 2017.7.20. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty156_7.html>; 「[1911110] 국제연합 초국가적 조직범죄 방지 협약 비준동의안 (정부)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I1V4F0Y7A1L0G1V5T5N6G2C6H9E007>
- (2) “Trafficking in Persons” の訳語について、日本では「人身取引」の用語が使用されるが、韓国では「인신매매 (人身売買)」の語が使用されるため、以下、本稿では、書誌、直接引用の部分を除き、「人身売買」の語を使用する。
- (3) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書 (略称 国際組織犯罪防止条約人身取引議定書)」 2017.7.20. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_1.html>; 「국제연합 초국가적 조직범죄 방지협약을 보충하는 인신매매, 특히 여성과 아동의 인신매매 방지, 억제 및 처벌을 위한 의정서 (조약 제 2259 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyBInfoP.do?trtySeq=11380&chrClsCd=010202>>; 「[1911111] 국제연합 초국가적 조직범죄 방지 협약을 보충하는 인신매매, 특히 여성과 아동의 인신매매 방지, 억제 및 처벌을 위한 의정서 비준동의안 (정부)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1O4J0M7T1O0Q1X6U0Q0L4E1I8F8S6>
- (4) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書 (略称 国際組織犯罪防止条約密入国議定書)」 2017.7.20. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty162_2.html>; 「국제연합 초국가적 조직범죄 방지협약을 보충하는 육상, 해상 및 항공을 통한 이주자의 불법이민 방지를 위한 의정서 (조약 제 2260 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyBInfoP.do?trtySeq=11381&chrClsCd=010202>>; 「[1911113] 국제연합 초국가적 조직범죄 방지 협약을 보충하는 육상, 해상 및 항공을 통한 이주자의 불법이민 방지를 위한 의정서 비준동의안 (정부)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V1J4C0I7I1T0C1B6D1H1U0V9N6A1M3>

構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」(以下、「銃器議定書」という。)⁽⁵⁾にも署名した⁽⁶⁾。同条約等への署名以降、人身売買の防止等に関連する韓国国内法が複数整備されてきたが、関連規定が散在し、担当機関を一元化する必要があること等の指摘がなされていた⁽⁷⁾。また既存の国内法の中で、「人身売買」という用語の定義が規定されていない等のことも問題とされてきた⁽⁸⁾。一方、韓国国内における人身売買等の状況としては、以前から性売買(売買春)等の問題が認識されており⁽⁹⁾、近年でも、チャットアプリを利用した性売買が摘発され⁽¹⁰⁾、移民労働者の強制労働に関する問題が指摘される⁽¹¹⁾等、人身売買等が問題になっている⁽¹²⁾。

2021年4月20日、「人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律」⁽¹³⁾(以下、「人身売買等防止法」⁽¹⁴⁾という。)が制定され、2023年1月1日に施行された。この法律では、性売買、性的搾取、労働力搾取、臓器摘出等の搾取を目的として暴行、偽計等の行為を行って人を募集、運送、伝達、隠匿、引渡し⁽¹⁵⁾又は引受けすることを「人身売買等」と定義した。また、人身売買の防止等に関連する業務を行う機関が複数に分かれていることに関し、この法律では、関係機関間の調整等を行う「人身売買等防止政策調整協議会」(以下、「政策協議会」という。)を置くことを規定した。

(5) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(略称:国際組織犯罪防止条約)」2018.6.19. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/boshi.html>>; 「국제연합 조국가적 조직범죄 방지협약을 보증하는 총기류, 그 구성부분과 부품 및 탄약의 불법제조 및 불법거래 방지를 위한 의정서(조약 제2261호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyBInfoP.do?trtySeq=11382&chrClsCd=010202>>; 「[1911112] 국제연합 조국가적 조직범죄 방지협약을 보증하는 총기류, 그 구성부분과 부품 및 탄약의 불법제조 및 불법거래 방지를 위한 의정서 비준동의안(정부)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M1O4F0F7E1V0T1D6A0W9J0O5Y6E5M0>

(6) なお、批准は条約、3議定書とも2015年である。

(7) 「[1811027] 인신매매 범죄의 처벌 및 피해자 보호에 관한 특별법안(이정희의원등 10인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1K1V0F3G0Y8I1X6E0E8Z1D3E3V5I9>

(8) 車恵怜「韓国の人身売買と対策の現段階—移住女性人身売買の実態と人身売買関連法制を中心に—」大久保史郎ほか編著『人の国際移動と現代日本の法—人身取引・外国人労働・入管法制—』日本評論社, 2017, pp.168-171.

(9) 天野真吾「韓国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.120-127. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1000456/1/1>>; 白井京「韓国における人身取引関連法の制定—性売買処罰法及び性売買防止法—」『外国の立法』No.222, 2004.11, pp.66-86. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1000433/1/1>>; 白井京「韓国の女性関連法制—男女平等の実現に向けて—」『外国の立法』No.226, 2005.11, pp.103-132. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1000387/1/1>>; チョン・ミレ, イ・ハヨン著, 金富子訳・解題「韓国における性売買の政治化と反性売買女性人権運動」『Quadrante』No.21, 2019.3, pp.305-320.

(10) 「채팅 [原文ママ] 앱악용 청소년성매매합동단속 결과 20명 적발」2019.3.14. 여성가족부ウェブサイト <http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news405&bbtSn=706246>; 「채팅 앱 악용 청소년대상 성매매 23건 적발」2018.9.10. 同 <http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news405&bbtSn=705877>; 「방학기간 채팅 앱 악용 청소년대상 성매매 7건 적발」2018.3.19. 同 <http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news405&bbtSn=705516>

(11) 「「인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안」에 대한 검토의견」p.9. 後掲注(25)

(12) 最近では、配達料理店の建物内で性売買あっせんを行っていた事件が明らかになった。「강남 주택가서 배달식당 간판달고 성매매 알선」『연합뉴스』2022.12.4. <<https://www.yna.co.kr/view/AKR20221202134400004>>

(13) 「인신매매등방지 및 피해자보호 등에 관한 법률(법률 제 18100 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231723#0000>>

(14) この法律の正式な略称は「인신매매방지법(人身売買防止法)」であるが、この法律の用語定義上「人身売買等」として定義規定されていることを踏まえ、本稿では、「人身売買等防止法」と略する。

(15) 白井「韓国における人身取引関連法の制定—性売買処罰法及び性売買防止法—」前掲注(9)で翻訳されている性売買処罰法第2条第1項第3号中の訳語を参照した。以下同様。

I 人身売買等に関する過去の韓国国内法整備

1 既存の関連法

韓国は、2000年、2001年の国際組織犯罪防止条約及びその議定書への署名以降、人身売買等に関する国内法として、2004年の「性売買あっせん等行為の処罰に関する法律」（以下、「性売買処罰法」という。）の制定⁽¹⁶⁾、2013年の「刑法」の改正⁽¹⁷⁾等、関連法の整備を行ってきた。

(1) 性売買処罰法の制定（2004年3月）

2004年3月22日に制定された性売買処罰法は、人身売買等の中でも、性売買、性売買あっせん等及び性売買目的の人身売買の根絶を目的としたもので、制定以後、複数回の改正を経ている。この法律では、「性売買」を、不特定の人を相手として金品等の利益を収受するなどして、性行為又は類似性行為をし、若しくはその相手になることと定義する。また、「性売買目的の人身売買」を、①性を売る行為等をさせる等の目的で偽計、威力その他これに準ずる方法で対象者を支配、管理しながら第三者に引き渡す行為、②性を売る行為等をさせる等の目的で青少年、物事の判断又は意思決定の能力がない若しくは弱い者、又は重大な障害を持つ者若しくはその人を保護・監督する者に対し金品その他の財産上の利益を提供し、若しくは提供を約束し、対象者を支配、管理しながら第三者に引き渡す行為、③①、②の行為が行われることを知りながら、性を売る行為等をさせる等の目的又は転売のため、対象者を引き受ける行為、④①～③の行為のために対象者の募集等をする行為のいずれかに該当する行為と定義する（第2条第1項第1号、同条同項第3号）。

第4条（禁止行為）では、性売買、性売買あっせん、性売買目的の人身売買等を禁止することを規定し、その他、被害者等の保護に関する規定（第6条～第11条）、性売買あっせん等に対する罰則規定（第18条～第27条）が置かれている⁽¹⁸⁾。

(2) 刑法の改正（2013年4月）

2013年4月に改正された刑法では、第289条に「人身売買」の罪が新設され、その罰則に関する規定として、①人を売買した者は7年以下の懲役、②わいせつ⁽¹⁹⁾等の目的で人を売買した者は1年以上10年以下の懲役、③労働力搾取等目的で人を売買した者は、2年以上15年以下の懲役、④国外移送目的で人の売買をし、又は売買された者を国外移送した者も2年以上15年以下の懲役と定められた。しかし、この規定では、売買した行為及び売買された者の国外移送に対する刑罰のみを定めており、また、「人身売買」という概念の定義は置かれず、その後も刑法に「人身売買」自体の概念定義は規定されてこなかった。

(16) 「성매매알선등행위의처벌에관한법률（법률 제 7196 호）」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=59256#0000>>; 白井 同上

(17) 「형법（법률 제 11731 호）」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=138767#0000>>; 藤原夏人「【韓国】人身売買罪の新設等による組織犯罪への対応強化」『外国の立法』No.256-2, 2013.8, p.30. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8262627/1/1>>

(18) 法文の内容は、2022年12月12日現在のもの（法律第17931号）である。

(19) 原文は「醜行（추행）」。

(3) その他の関連法

その他、性売買処罰法と同時に制定された「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」⁽²⁰⁾（以下、「性売買被害者保護法」という。）、児童、青少年の性被害からの保護等について定めた「児童・青少年の性保護に関する法律」⁽²¹⁾（以下、「青少年性保護法」という。）等に、人身売買等の関連規定が存在する。

性売買処罰法及び刑法を含む関連法の概要は、以下の表のとおりである。

表 人身売買に関する既存の韓国国内法

法律（所管機関）	主な関連規定	規定の対象
刑法（法務部）	・ 第 289 条（人身売買）	人身売買
性売買処罰法（法務部）	・ 第 1 条（目的）性売買、性売買あっせん、性売買目的の人身売買の根絶、被害者の人権保護を目的とする。	性売買
性売買被害者保護法（女性家族部）	・ 第 1 条（目的）性売買防止、性売買被害者等の保護、被害回復及び自立等支援を目的とする。	性売買
青少年性保護法（女性家族部）	・ 第 12 条（児童・青少年の売買行為） ・ 第 13 条（児童・青少年の性を買う行為） ・ 第 38 条（性売買被害児童・青少年に対する措置等） ・ 第 45 条（保護施設） ・ 第 46 条（相談施設） ・ 第 47 条の 2（性売買被害児童・青少年支援センターの設置）	性売買
青少年保護法（女性家族部）	・ 第 30 条（青少年有害行為の禁止） 第 1 号 営利を目的とした青少年の性的接待行為のあっせん等 第 2 号 営利を目的とした青少年の接客行為のあっせん等	性売買等
児童福祉法（保健福祉部）	・ 第 17 条（禁止行為） 第 1 号 児童を売買する行為	児童売買
臓器等の移植に関する法律（保健福祉部）	・ 第 7 条（臓器等の売買行為等の禁止）	臓器売買
勤労基準法（雇用労働部）	・ 第 7 条（強制勤労の禁止）	労働力搾取
船員法（海洋水産部）	・ 第 25 条の 2（強制勤労の禁止）	労働力搾取
障害者福祉法（保健福祉部）	・ 第 2 条（障害者の定義等） 第 4 項 障害者虐待関連犯罪 第 6 号 人身売買（刑法）； 第 15 号 性売買強要等（性売買処罰法） ・ 第 59 条の 9（禁止行為） 第 2 号の 2 自由意志に反する労働の強要	人身売買 性売買 労働力搾取
精神健康増進及び精神疾患患者福祉サービスの支援に関する法律（保健福祉部）	・ 第 69 条（権益保護） 第 3 項 治療・リハビリ目的以外の労働の強要の禁止	労働力搾取
ホームレス等の福祉及び自立支援に関する法律（保健福祉部）	・ 第 21 条（禁止行為） 第 6 号 自由意思に反する労働の強要	労働力搾取
大衆文化芸術産業発展法（文化体育観光部）	・ 第 29 条（大衆文化芸術企画業者等の教育）	性売買

(注) 条文は、それぞれ 2022 年 12 月 12 日現在のものである。

(出典) 「[인신매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률] 제정안 국회 통과」 2021.3.24. 여성가족부ウェブサイト <http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news405&bbtSn=707679>; 各法律等を基に筆者作成。

(20) 「성매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 (법률 제 7212 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=55882#0000>>

(21) 「아동·청소년의 성보호에 관한 법률 (법률 제 17893 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228569#0000>>

2 既存の法律に対する評価

このような既存の関連法については、いくつかの点で不十分である等の指摘がなされていた。

まず、刑法に「人身売買」の用語の概念の定義規定が置かれていないことに対する批判があった。人身売買議定書では、「人身売買」は、「搾取を目的として威嚇若しくは暴力⁽²²⁾の行使その他の形態の強迫、拉致、詐欺、欺瞞、権力の濫用若しくはぜい弱な地位の悪用、又は他人に対する統制力を持つ者の同意を得るための報酬若しくは利益の提供又は受領によって、人を募集、運送、移送、隠匿又は引受けすること」と定義される⁽²³⁾。これに対し、2013年の刑法改正では、「人身売買」自体の概念の定義はなされておらず、このような点等から、識者からは、2013年4月改正の刑法における人身売買に関する規定は、国際組織犯罪防止条約の人身売買議定書を実行するのには十分でない⁽²⁴⁾と指摘されていた⁽²⁴⁾。また、国連の自由権規約委員会からは、韓国の刑法上の人身売買罪について、「売り買いする行為のみ犯罪化しており、契約詐欺を通じて移住勤労者を募集し、又は搾取する人々を起訴することができない」と指摘されている⁽²⁵⁾。

国際組織犯罪防止条約人身売買議定書では、人身売買被害者に対する保護、支援を行うことになっている⁽²⁶⁾が、人身売買等被害者の保護に関する立法について識者からは、「人身売買被害者支援のための特別法は、今まで制定されていない」⁽²⁷⁾とされ、「現在まで人身売買被害者保護のための体系的で包括的なシステムはできていないと見ていいだろう」⁽²⁸⁾とも指摘されていた。さらに、人身売買等に関する規定が刑法、性売買処罰法、青少年性保護法等の複数の法律に散在し、かつ所管の機関が複数に分かれているため、「人身売買等の防止及び被害者の保護・支援を総括・調整する法律の制定が必要な状況」と言及されていた⁽²⁹⁾。

(22) 韓国語原文では「무력 (武力)」。

(23) 国際組織犯罪防止条約人身売買議定書 (「국제연합 초국가적 조직범죄 방지협약을 보충하는 인신매매, 특히 여성과 아동의 인신매매 방지, 억제 및 처벌을 위한 의정서 (조약 제 2259 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyBInfoP.do?trtySeq=11380&chrClsCd=010202>>) 第3条

(24) 「しかし改正刑法は、「人身売買」という別途の概念定義なしに、「売買」という構成要件をそのまま使ったという点、当事者の弱い立場を利用する形態の人身売買の規定をしていない点、児童と障害者に対する特別な構成要件を置かない点、被害者の同意が犯罪成立に影響がないという特別規定を置かない点、全般的に改正刑法第288条と刑法第289条で、搾取目的の(醜行、姦淫、営利、労働力搾取、性売買と性的搾取、臓器摘出目的)と行為(略取、誘引、売買)が重複して規定されているので、体系整備が不十分であるという点から、Palermo議定書を実行する立法と見るには、十分でないと言えよう。」車 前掲注(8), pp.168-169. なお、刑法第288条では、①わいせつ等の目的で人を略取又は誘拐(原文は「유인(誘引)」)。した者は1年以上10年以下の懲役、②労働力搾取等の目的で人を略取又は誘拐した者は2年以上15年以下の懲役、③国外移送目的で人を略取又は誘拐した者若しくは略取又は誘拐された者を国外移送した者も2年以上15年以下の懲役と定められており、第289条第2項から第4項に定める刑罰を負うことになる犯罪の目的規定、及び刑罰の内容が同一である。

(25) 「「인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안」에 대한 검토의견」p.3「인권위, ‘인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안’ 검토」2021.3.9. 국가인권위원회ウェブサイト <<https://www.humanrights.go.kr/site/program/board/basicboard/view?menuid=001004002001&boardtypeid=24&boardid=7606382>>; “Concluding observations on the 4th periodic report of the Republic of Korea : Human Rights Committee”, p.8. United Nations Digital Library website <<https://digitallibrary.un.org/record/817983>>

(26) 人身売買議定書第6条

(27) 車 前掲注(8)

(28) 車 同上; 「[1904964] 인신매매등에 의한 피해자보호에 관한 법률안 (남인순의원 등 22인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1S3E0T5G1T4J1P6W0P4A2E8G5S3R9>

(29) 「「인신매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률」 제정안 국회 통과」2021.3.24. 여성가족부ウェブサイト <http://www.mogef.go.kr/nw/rpd/nw_rpd_s001d.do?mid=news405&bbtSn=707679>

II 人身売買等防止法の制定

1 制定の経緯

人身売買等の防止、処罰に関連する新たな法律の制定案が、第 18 代国会⁽³⁰⁾、第 19 代国会⁽³¹⁾で提出された⁽³²⁾が、成立しなかった。

2020 年 12 月 24 日、「人身売買・搾取防止及び被害者保護等に関する法律案」⁽³³⁾が国会に提出された。この法案は、提案理由として 2013 年 4 月の刑法改正及び 2015 年の国際組織犯罪防止条約及び人身売買議定書の批准を踏まえ、「[刑法]は‘人身売買’を‘売買(買賣)[原文ママ]’に限定して狭く適用しており、「児童・青少年の性保護に関する法律」等他の個別法律にも関連規定が散在し、被害者の早期発見・保護に不十分な側面がある」⁽³⁴⁾とし、新たな法律として人身売買等に関する法律を制定しようとするものである。この法案では、人身売買等の概念の定義を規定するにあたり、「人身売買・搾取」という用語を使用した。

この法案について、国家人権委員会⁽³⁵⁾は 2021 年 3 月 8 日に検討意見を送った⁽³⁶⁾。同意見では、同法案について「人身売買の概念を国際基準に合うように定義し、効果的な被害者の早期発見・保護体制を整備し、人身売買の防止のための基盤をつくることを内容としており、総合的な人身売買被害者保護法であると言え」⁽³⁷⁾る等とした。

その一方で、同委員会は、法案で使用されている「人身売買・搾取」という用語については、「人身売買」と「搾取」との間に中黒(・)を入れて併記することで、中黒で示される意味が“and”なのか、“or”であるのかで、解釈上の混乱を招く可能性があるとし、再検討の必要があるとした⁽³⁸⁾。また、人身売買等の被害者の特定⁽³⁹⁾及び保護のための手続に関し、特定手続があい

(30) 2008 年 5 月 30 日～2012 年 5 月 29 日。

(31) 2012 年 5 月 30 日～2016 年 5 月 29 日。

(32) 「[1808969] 人신매매처벌 등에 관한 법률안 (김춘진의원등 17 인)」; 「[1808968] 人신매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률안 (김춘진의원등 17 인)」; 「[1811027] 人신매매 범죄의 처벌 및 피해자 보호에 관한 특별법안 (이정희의원등 10 인)」前掲注(7); 「[1902988] 人신매매처벌 등에 관한 법률안 (김춘진의원 등 14 인)」; 「[1902989] 人신매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률안 (김춘진의원 등 14 인)」; 「[1904964] 人신매매등에 의한 피해자보호에 관한 법률안 (남인순의원 등 22 인)」前掲注(28)

(33) 「[2106912] 人신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안 (이수진의원 등 13 인)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2A0J1K2V1P5U1T0U2A5J3K8P5F8B3>

(34) 「인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안 (이수진의원 대표발의)」p.1 「[2106912] 人신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안 (이수진의원 등 13 인)」前掲注(33) なお、刑法第 289 条「人身売買」では、次のように規定される。「①人を売買した者は、7 年以下の懲役に処す。②わいせつ、姦淫、結婚又は営利の目的で人を売買した者は、1 年以上 10 年以下の懲役に処す。③労働力搾取、性売買及び性的搾取、臓器摘出を目的に人を売買した者は、2 年以上 15 年以下の懲役に処す。④国外に移送する目的で人を売買し、又は売買された人を国外に移送した人も、第 3 項と同一の刑でもって処罰する。」

(35) 「国家人権委員会法」(「국가인권위원회법 (법률 제 18846 호)」) 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241937#00000>> 第 3 条により 2001 年に発足した機関で、立法、行政、司法のいずれにも属さない独立機関である。「위원회설립과정」국가인권위원회ウェブサイト <<https://www.humanrights.go.kr/site/homepage/menu/viewMenu?menuid=001005001001002>>; 「위원회의 지위와 독립성」同 <<https://www.humanrights.go.kr/site/homepage/menu/viewMenu?menuid=001005001001004>>

(36) 「인권위, ‘인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안’ 검토」2021.3.9. 국가인권위원회ウェブサイト <<https://www.humanrights.go.kr/site/program/board/basicboard/view?menuid=001004002001&boardtypeid=24&boardid=7606382>> 国家人権委員会法は、人権に関連する法令、法令案等の調査研究及びその改善に必要な事項の勧告又は意見表明を、その業務内容の 1 つとする。国家人権委員会法第 19 条第 1 号

(37) 「[인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안] 에 대한 검토의견」前掲注(25) pp.1-2.

(38) 「[인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안] 에 대한 검토의견」前掲注(25), p.5.

(39) 原文は「식별(識別)」。

まいであり、「誰がどのように被害者として確認するのか、明確でな」い等と指摘した⁽⁴⁰⁾。

その後、2021年3月10日に公聴会⁽⁴¹⁾が行われ、同月17日の女性家族委員会法案審査小委員会で、同法案が審議、修正可決された⁽⁴²⁾。続いて、同月18日の女性家族委員会全体会議⁽⁴³⁾でも修正可決された。法案審査小委員会の修正では、「人身売買・搾取」の用語に関し、混乱を招く可能性があるとの公聴会等での指摘を受けて、「人身売買等」と変更し⁽⁴⁴⁾、また、人身売買等の被害者確認の手續に関する規定を具体化した⁽⁴⁵⁾。その後、同月23日の法制司法委員会での体系字句審査⁽⁴⁶⁾での可決⁽⁴⁷⁾を経て、同月24日の本会議で、在席議員212人のうち、賛成203人、棄権9人で可決された⁽⁴⁸⁾。可決された法案は、2021年4月20日に、「人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律（法律第18100号）」として制定、公布された⁽⁴⁹⁾。

2 人身売買等防止法の概要

この法律は、「人身売買等」の定義を規定し、人身売買等に関連する事項を所管する中央行政機関間の調整のための協議会を置く規定を設けたものである。また、人身売買の被害者の保護、支援に関する事項を規定した。

(1) 構成

本則は、全50か条である。構成は、全7章構成で、第1章：総則、第2章：人身売買等の防止のための基盤づくり、第3章：人身売買等犯罪の捜査及び裁判の手續に関する特例、第4章：人身売買等被害者についての申告・保護・支援、第5章：外国人の被害者に対する特例、第6章：補則、第7章：罰則である。2023年1月1日に施行された。

(2) 主な内容

(i) 「人身売買等」の定義

人身売買について、刑法第289条の罪に規定された「売買」より広く、「人身売買等」とし

(40) 「[인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안]에 대한 검토의견」前掲注(25), p.7.

(41) 제385회국회(임시회)여성가족위원회회의록제1호 2021년3월10일

(42) 제385회국회(임시회)여성가족위원회회의록(법안심사소위원회)제1호 2021년3월17일

(43) 제385회국회(임시회)여성가족위원회회의록제3호 2021년3월18일

(44) 제385회국회(임시회)여성가족위원회회의록(법안심사소위원회)제1호 前掲注(42) pp.7-8; 제385회국회(임시회)여성가족위원회회의록제1호 2021년3월10일, pp.4-5.

(45) 여성가족위원회「인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안 심사보고서」[「[2106912]인신매매·착취방지와 피해자보호등에 관한 법률안(이수진의원 등13인)」前掲注(33)]

(46) 法律案について、所管委員会での審査が終了した又は立案した際に、法制司法委員会で、体系及び語句等の審査を行う。「国会法」(「국회법(법률 제18192호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232301#0000>>)第86条第1項 法制司法委員会は国会の常任委員会の1つであり、法務部等の所管に属する分野の法案等の審議を行うが、他の常任委員会の体系字句審査も行う。「위원회」대한민국국회ウェブサイト <<https://www.assembly.go.kr/portal/main/contents.do?menuNo=600154>>

(47) 제385회국회(임시회)법제사법위원회회의록제2호 2021년3월23일

(48) 제385회국회(임시회)국회본회의회의록제2호 2021년3월24일

(49) 公布後、2021年8月13日に、一部改正法案が提出された(未成立)。改正案は、「人身売買等の全部又は一部が、大韓民国の領域で犯行されたものであり、又はその被害者が大韓民国国民である場合には、外国政府は人身売買等により発生した被害に対する損害賠償の訴訟において、大韓民国法院の裁判権から免除されない。」とする第6条の2を新設する内容のものである。「[2112069]인신매매등방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 일부개정법률안(전용기의원 등21인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_M2Q1R0F8A1R2H1L7C2Y0C0T9Q4X0R9>

てその概念を定義した。「人身売買等」とは、性売買、性的搾取、労働力搾取、臓器摘出等の搾取を目的として、暴行、脅迫、強要、偽計又は威力の行使等の行為を行い、人を募集、運送、伝達、隠匿、引渡し又は引受けすることをいう。ただし、児童・青少年又は障害者を募集、運送、伝達、隠匿、引渡し又は引受けする場合には、暴行等の行為がなくとも、「人身売買等」とする（第2条第1号）。

また、人身売買等であって、刑法、性売買処罰法等の法律中の罪のうち、この法律で規定するものを、「人身売買等犯罪」と定義する（第2条第2号）。

（ii）中央行政機関間の調整等

人身売買等に関連する中央行政機関間の調整を行う協議会を設置することを規定した。人身売買等の防止、被害者保護・支援政策の分野別の主要施策等に関する事項を審議し、関係する中央行政機関間の協力・調整を行うため、副総理兼教育部長官の下に、「人身売買等防止政策調整協議会」（以下、「政策協議会」という。）を置く。この政策協議会には、委員長（副総理兼教育部長官）、副委員長（女性家族部長官）の他、関連する中央行政機関の長、専門家が委員として参加する（第9条）。

（iii）被害者支援・保護

人身売買等被害者の支援、保護に関する規定を整備した。人身売買等の被害事実に関する申告義務、応急措置義務を定める（第21条、第22条）。被害者等⁽⁵⁰⁾に対して、国及び地方自治体は、就学支援、就業支援、帰国支援（外国人被害者の場合）を行うことができる（第25条、第26条、第31条）。また、国又は地方自治体は、人身売買等被害者支援施設⁽⁵¹⁾を設置し、運営することができる（第33条）。

おわりに

今回制定された人身売買防止法に関して、報道では、「人身売買等」の定義規定等により「韓国政府の人身売買犯罪対応を国連（UN）等の国際規範に合致するよう強化したという意味がある」⁽⁵²⁾とする評価もある。一方で、この法律に人身売買等の処罰規定がないことについて、韓国国内の法専門の非営利団体からは、「深刻な欠陥がある」とする批判の声があり⁽⁵³⁾、この法律の不十分な部分に関する補完作業が必要であるとする見解もある⁽⁵⁴⁾。また、アメリカ合

(50) 被害者又は被害者が被害に遭った際に韓国国内に在留中であつた直系卑属である家族構成員。人身売買等防止法第25条第1項

(51) 被害者支援施設の種類の、以下のとおりである。①被害者等の保護、寝食の提供、相談及び治療等を行う一般支援施設、障害者支援施設（障害者である被害者等を対象）、児童・青少年支援施設（児童・青少年である被害者等を対象）、外国人支援施設（外国人である被害者等を対象）、及び②宿泊等便宜の提供、就業及び技術教育、就業及び創業のための情報提供等を行う自立支援共同生活施設（①の各施設を退所した者を対象）。人身売買等防止法第33条第3項、第34条

(52) 강현수 「인신매매 방지법」 2023년 시행... 피해자 보호·지원도 담겨」 *Chosun Biz*, 2021.4.20. <https://biz.chosun.com/site/data/html_dir/2021/04/20/2021042001577.html>

(53) 「[논평] 가해자 처벌도 피해자 보호도 못하는 한국 정부의 예상된 인신매매 보고서 2등급 강등」 2022.7.21. 공익법센터 어필ウェブサイト <<https://apil.or.kr/press-releases/2107927287>>

(54) 박찬걸 「호텔·유흥비자 (E-6-2) 소지 외국인 여성에 대한 인신매매의 합리적인 대응방안」 『형사정책』 33 권 2 호, 2021.7, pp.171-173.

衆国国務省の2021年人身売買報告書でも、この法律に人身売買等に対する処罰規定がないことにより、この法律が人身売買犯罪者に対する処罰を改善できるかという点で、多くの非政府組織が批判的であるとの指摘もある⁽⁵⁵⁾。

2021年4月の法制定後、2022年5月に政権が交替し、今後、どのように関連の政策等が行われていくか、注目される。

(なかむら ほのか)

(55) “2021 Trafficking in Persons Report: South Korea.” U.S. Department of State website <<https://www.state.gov/reports/2021-trafficking-in-persons-report/south-korea/>>; 「2021년 인신매매 보고서」 2021.7.1. 주한미국대사관 및 영사관ウェブサイト <<https://kr.usembassy.gov/ko/070221-trafficking-in-persons-report-2021-ko/>>

人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律

인신매매등방지 및 피해자보호 등에 관한 법률

(2021年4月20日制定 法律第18100号 2023年1月1日施行)

(2022年12月13日他法改正 法律第19070号 2023年1月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 人身売買等の防止のための基盤づくり（第8条～第15条）

第3章 人身売買等犯罪の捜査及び裁判の手續に関する特例（第16条～第20条）

第4章 人身売買等被害者についての申告・保護・支援（第21条～第41条）

第5章 外国人の被害者に対する特例（第42条～第44条）

第6章 補則（第45条～第47条）

第7章 罰則（第48条～第50条）

附則〈法律第18100号、2021.4.20.〉

附則〈法律第19070号、2022.12.13.〉（出入国管理法）

第1章 総則

第1条（目的）

この法律⁽¹⁾は、人身売買等を予防し、人身売買等被害者を保護・支援することで、人権増進に資することを目的とする。

第2条（定義）

この法律において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「人身売買等」とは、性売買及び性的搾取、労働力搾取、臓器摘出等の搾取を目的として、次の各目のいずれかに該当する行為を行い、人を募集、運送、伝達、隠匿、引渡し又は引受け⁽²⁾

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年12月13日である。[]内の語句は、訳者による補記である。また、“Trafficking in Persons”の訳語について、日本では「人身取引」の用語が使用されるが、韓国では「인신매매（人身売買）」の語が使用されるため、本稿では「人身売買」の語を使用する。

(1) この翻訳は、2021年4月20日に制定され、2022年12月13日に出入国管理法（「출입국관리법（법률 제19070호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245973&lsId=001707&chrClsCd=010202&urlMode=lsInfoP&viewCls=lsInfoP&efYd=20230101&vSct=19070&ancYnChk=0#0000>>）の改正により他法改正された「人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律（法律第19070号）」（「인신매매등방지 및 피해자보호 등에 관한 법률（법률 제19070호）」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245975#0000>>）の訳である。以下、韓国の法令、条約の原文は、同ウェブサイトからの閲覧である。

(2) 「引渡し（原文:인계）」、「引受け（原文:인수）」の訳について、白井京「韓国における人身取引関連法の制定—性売買処罰法及び性売買防止法—」『外国の立法』No.222, 2004.11, pp.66-86. <<https://doi.org/10.11501/1000433>>で翻訳されている「性売買あっせん等行為の処罰に関する法律」（「성매매알선등행위의 처벌에 관한 법률（법률

することをいう。ただし、「児童・青少年の性保護に関する法律」第2条第1号による児童・青少年⁽³⁾（以下、「児童・青少年」という。）又は「障害者福祉法」第2条による障害者⁽⁴⁾（以下、「障害者」という。）を募集、運送、伝達、隠匿、引渡し又は引受けする場合には、次の各目のいずれかに該当する行為〔を行うこと〕を要件としない。

イ. 人を暴行、脅迫、強要、逮捕・監禁、略取・誘拐⁽⁵⁾・売買する行為

ロ. 人に偽計又は威力を行使し、若しくは人の窮迫した状態を利用する行為

ハ. 業務関係、雇用関係、その他の関係により人を保護・監督する者に金品又は財産上の利益を提供し、又は提供することを約束する行為

2. 「人身売買等犯罪」とは、人身売買等であって、次の各目のいずれかに該当する罪をいう。

イ. 「刑法」⁽⁶⁾第2編第28章遺棄及び虐待の罪のうち、第274条（児童酷使）の罪、第31章略取、誘拐及び人身売買の罪のうち、第287条（未成年者の略取、誘拐）、第288条（わいせつ⁽⁷⁾等目的の略取、誘拐等）、第289条（人身売買）、第290条（略取、誘拐、売買、移送等傷害・致傷）、第291条（略取、誘拐、売買、移送等殺人・致死）、第292条（略取、誘拐、売買、移送された者の収受・隠匿等）、第294条（未遂犯）及び第296条（予備、陰謀）の罪

ロ. 「性売買あっせん等行為の処罰に関する法律」第18条⁽⁸⁾及び第23条（未遂犯）の罪（同法第18条の未遂犯に限定する）

ハ. 「児童・青少年の性保護に関する法律」第12条（児童・青少年売買行為）から第15条（あっせん営業行為等）までの罪⁽⁹⁾

ニ. 「青少年保護法」第55条から第57条までの罪⁽¹⁰⁾

（注） 例7196号）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=59256#0000>>）第2条第1項第3号中の訳語を参照した。以下、第2条及び第24条において同様。

(3) 「「児童・青少年」とは、19歳未満の者をいう。ただし、19歳に到達する年度の1月1日を迎えた者は除く。」「児童・青少年の性保護に関する法律（法律第17893号）」（「아동·청소년의 성보호에 관한 법률（법률 제 17893 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228569#0000>> 第2条第1号） なお、韓国の民法上の成人年齢は、19歳である。「民法（法律第19069号）」（「민법（법률 제 19069 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245913#0000>>）第4条

(4) 「「障害者」とは、身体的・精神的障害により、長期間日常生活又は社会生活において相当の制約を受ける者をいう。」「障害者福祉法（法律第18625号）」（「장애인복지법（법률 제 18625 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238111#0000>>）第2条第1項。なお、同法律の同条第2項の規定により、障害者福祉法の適用を受ける障害者は、第2条第1項の障害者のうち、身体的障害（主要外部身体機能の障害、内部器官の障害等）又は精神的障害（発達障害又は精神疾患により発生する障害）に該当する障害があり、大統領令（障害者福祉法施行令）で定める障害の種類及び基準に該当する者をいうとされている。

(5) 原文は「유인（誘引）」。以下、第2条において同様。

(6) 「형법（법률 제 17571 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223445#0000>>

(7) 原文は「추행（醜行）」。

(8) 第18条（罰則）「性売買あっせん等行為の処罰に関する法律（法律第17931号）」（「성매매알선 등 행위의 처벌에 관한 법률（법률 제 17931 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230157#0000>>）

(9) 第12条（児童・青少年売買行為）、第13条（児童・青少年の性を買う行為等）、第14条（児童・青少年に対する強要行為等）、第15条（あっせん営業行為等）

(10) それぞれ、青少年に対する行為であって、第55条では営利目的で身体的接触又は隠密な部分の露出等性的接待行為をさせ、若しくはこのような行為をあっせん、媒介する行為に対する罰則を規定している。第56条では営利目的で客とともに酒を飲み、又は歌若しくは踊り等により客の遊興を起こさせる接客行為をさせ、又はこのような行為をあっせん、媒介する行為、又は営利若しくは興行目的で淫乱な行為をさせる行為に対する罰則を規定する。第57条は、営利又は興行目的で障害若しくは奇形等の様子を一般人に観覧させる行為、物乞いをさせ、又は青少年を利用して物乞いをする行為、虐待行為に対する罰則規定である。「청소년 보호법（법률 제 18550 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=237401#0000>>

- ホ. 「児童福祉法」第71条第1項第1号、第2号（同法第17条第7号及び第8号に該当する行為に限定する）、第3号（同法第17条第10号に該当する行為に限定する）及び第4号の罪⁽¹¹⁾
- ヘ. 「勤労基準法」第107条（同法第7条に該当する行為に限定する。）の罪⁽¹²⁾
- ト. 「船員法」第167条第3号の罪⁽¹³⁾
- チ. 「障害者福祉法」第86条第2項第2号の罪⁽¹⁴⁾
- リ. 「精神健康増進及び精神疾患福祉サービスの支援に関する法律」第85条第5号の罪⁽¹⁵⁾
- ヌ. 「ホームレス等の福祉及び自立支援に関する法律」第26条第1項の罪⁽¹⁶⁾
- ル. 「臓器等の移植に関する法律」第44条（同条第1項第2号から第6号まで、第8号及び第9号の罪に限定する。）⁽¹⁷⁾、第45条⁽¹⁸⁾及び第48条（同条第3号から第7号までの

(11) 児童福祉法（法律第17784号）（「아동복지법（법률 제 17784 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224935#0000>>第71条第1項は次のとおり。「①第17条に違反した者は、次の各号の区分に従って処罰する。 1. 第1号（「児童・青少年の性保護に関する法律」第12条による売買は除く）に該当する行為をした者は、10年以下の懲役に処す。 1の2. 第2号に該当する行為をした者は、10年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処す。 2. 第3号から第8号までの規定に該当する行為をした者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処す。 3. 第10号又は第11号に該当する行為をした者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処す。 4. 第9号に該当する行為をした者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処す。」

同法第17条の各号は、次のとおり。「1. 児童を売買する行為 2. 児童に淫乱な行為をさせ、又はこれを媒介する行為若しくは児童に性的羞恥心を与えるセクシャルハラスメント [原文は「성희롱（性戯弄）」]等の性的虐待行為 3. 児童の身体に損傷を与え、又は身体健康及び発達を害する身体的虐待行為 4. 削除<2014.1.28.> 5. 児童の精神健康及び発達に害を及ぼす情緒的虐待行為（「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」[「가정폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법（법률 제 19068 호）」]）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245971#0000>>第2条第1号の規定による家庭暴力に児童をさらす行為による場合を含む。） 6. 自身の保護・監督を受ける児童を遺棄し、又は衣食住を含めた基本的保護・養育・治療及び教育をおろそかにする放任行為 7. 障害をもつ児童を公衆に観覧させる行為 8. 児童に物乞いをさせ、又は児童を利用して物乞いをする行為 9. 公衆の娯楽又は興行を目的として児童の健康又は安全に有害な曲芸をさせる行為若しくはこれのために児童を第三者に引き渡す行為 10. 正当な権限を持つあつせん機関以外の者が児童の養育をあつせんして金品を取得し、又は金品を要求若しくは約束する行為 11. 児童のために贈与又は支給された金品をその目的外の用途で使用する行為」

(12) 第107条（罰則）、第7条（強制勤労の禁止）「勤労基準法（法律第18176号）」（「근로기준법（법률 제 18176 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232199#0000>>

(13) 船舶所有者又は船員が第25条の2（強制勤労の禁止）の規定に違反した場合の罰則を定めている。「船員法（法律第18697号）」（「선원법（법률 제 18697 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238837#0000>>

(14) 障害者を暴行、脅迫、監禁その他精神上又は身体上の自由を不当に拘束する手段でもって障害者の自由意思に外れた労働を強要する行為（同法第59条の9第2号の2の行為）に対する罰則が規定される。障害者福祉法（法律第18625号）前掲注(4)

(15) 入院等をし、又は精神健康増進施設を利用する精神疾患に対し、専門医の指示による治療又は社会復帰目的のもの以外の労働を強要した者に対する罰則が規定される。「精神健康増進及び精神疾患福祉サービスの支援に関する法律（法律第17217号）」（「정신건강증진 및 정신질환자 복지서비스 지원에 관한 법률（법률 제 17217 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=217301#0000>>

(16) ホームレス施設の従事者がホームレス等を暴行・脅迫又は監禁その他の精神上又は身体上の自由を不当に拘束し、彼らの自由意思に反して労働を強要する行為（同法第21条第6号）に対する罰則が規定される。「ホームレス等の福祉及び自立支援に関する法律（法律第17775号）」（「노숙인 등의 복지 및 자립지원에 관한 법률（법률 제 17775 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224917#0000>>

(17) ①移植対象者が決まっていない臓器等の摘出（大統領令で定める臓器等以外）、②16歳未満の者、妊娠女性又は出産後3か月が経過していない者、専門医が同意能力を認めた者でない精神疾患者・知的障害者、麻薬・大麻又は向精神薬中毒の者からの臓器等の生体からの摘出（16歳未満の者については末梢血及び骨髄は摘出可能）、③配偶者・直系尊卑・兄弟姉妹又は4親等以内の親族に移植する場合以外の、16歳以上の未成年者からの生体からの摘出（末梢血及び骨髄は除く）、④生体からの摘出が可能な臓器等の種類及びその範囲に違反した臓器等の摘出、⑤規定による脳死判定を受けていない脳死推定者の臓器等の摘出、⑥本人の同意、又は16歳未満の末梢血若しくは骨髄の摘出及び16歳以上の未成年者の臓器等摘出の場合に関しては、本人及び父母等の同意を得ていない生体からの摘出、⑦脳死者本人及び家族の同意に関する規定に反した脳死者からの摘出。「臓器等の移植に関する法律（法律第18623号）」（「장기등 이식에 관한 법률（법률 제 18623 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsI>

罪に限定する。)⁽¹⁹⁾の罪

ヲ、イ目からル目までの罪であって、他の法律に従って加重処罰される罪

第3条（適用対象の人身売買等被害者）

① 次の各号のいずれかに該当する人身売買等被害者（以下、「被害者」という。）は、この法律により保護・支援を受ける。

1. 児童・青少年又は障害者であって、人身売買等の被害を受けた者
2. 人身売買等犯罪被害者（以下、「犯罪被害者」という。）
3. 人身売買等の被害を受けた者（第1号又は第2号のいずれかに該当する者は除く。）であって、第14条によって女性家族部⁽²⁰⁾長官から確認書の発行を受けた者

② 第1項の規定による被害者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

1. 大韓民国の国籍を持つ者であって、国内又は海外で人身売買等の被害を受けた者
2. 国内で人身売買等の被害を受け、大韓民国に在留している外国人

第4条（被害者の同意等）

① 第2条第1号の各目のいずれかに該当する行為がある場合には、犯罪被害者が搾取に対して同意したとしても、人身売買等を行った者の犯罪の成立に影響を及ぼさない。

② 被害者に対する人身売買等の過程において、その被害者が行った犯罪行為については、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第5条（国及び地方自治体の責務）

① 国及び地方自治体は、人身売買等の予防及び根絶並びに被害者の保護・支援のため、必要な調査・研究・教育及び広報を遂行することに加え、法的・制度的仕組み⁽²¹⁾を整備し、これに必要な財源を調達しなければならない。

② 国は、人身売買等の行為が国際的犯罪であることを認識し、犯罪情報の共有、犯罪調査・研究、国際司法共助、犯罪者の引渡し等、国際協力の強化に努めなければならない。

第6条（被害者の権利）

被害者には、次の各号の権利が保障される。

1. 人身売買等の被害に対する救済及び賠償を受ける権利
2. 捜査及び裁判手続並びに保護・支援に関する情報の提供を受ける権利
3. 捜査及び裁判に関わること⁽²²⁾を保障され、法律〔的〕援助⁽²³⁾の提供を受ける権利
4. 私生活の平穏及び身の保護を受ける権利

nf0P.do?lslSeq=238109#0000> 第11条、第18条、第22条、第44条

(18) 「臓器等の移植に関する法律」第7条（臓器等の売買行為等の禁止）の違反、同法第26条（移植対象者の選定等）第1項から第3項までの規定による移植対象者選定等に関連した金銭、財産上の利益その他对価的給付の受領。臓器等の移植に関する法律第7条、第26条、第45条

(19) ①死亡した者本人及び家族の同意に関する規定に違反した、死亡した者からの摘出、②移植医療機関でなく、かつ保健福祉部令で定める施設等を備えた医療機関でもない場合の臓器等の摘出又は移植、③移植対象者の選定基準に従わない対象者選定、④臓器等の移植に関する法律第26条第4項で定める例外規定に該当しない場合で、同条第1項に規定する国立臓器移植管理機関の移植対象者選定手続を経ていない移植対象者の選定又は移植、⑤脳死調査書を作成した専門医師、診療担当医師又は脳死判定を出した脳死判定委員会に出席した委員である医師による当該脳死者の臓器等摘出又は移植手術の参加。臓器等の移植に関する法律第22条、第25条、第26条、第27条、第48条

(20) 部は日本の省に相当。

(21) 原文は「장치（装置）」。

(22) 原文は「참여（参与）」。

(23) 原文は「조력（助力）」。第16条第1項において同様。

第7条（他の法律との関係）

この法律は、人身売買等犯罪の捜査及び裁判の手續並びに被害者の保護・支援に関して、他の法律に優先して適用する。ただし、他の法律を適用することが被害者に有利である場合には、その法律を適用する。

第2章 人身売買等の防止のための基盤づくり**第8条（人身売買等防止総合計画の策定）**

- ① 女性家族部長官は、関係中央行政機関の長と協議し、第9条の規定による人身売買等防止政策調整協議会の審議を経て、5年ごとに人身売買等防止及び被害者保護・支援等に関する総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定・施行しなければならない。総合計画を変更する場合にもまた同様とする。
- ② 総合計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 1. 人身売買等の予防・防止及び被害者の保護・支援のための政策の基本〔的〕方向性
 2. 人身売買等に対する国内外の政策動向
 3. 人身売買等犯罪及び被害者についての実態分析
 4. 人身売買等の予防・防止に関する事項
 5. 被害者の特定⁽²⁴⁾・保護・支援に関する事項
 6. 人身売買等の予防・防止及び被害者保護関連制度の改善に関する事項
 7. 人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援政策の推進のための財源の調達及び運用方針
 8. 人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援政策と関連した中央行政機関の役割分担に関する事項
 9. その他人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援のため必要な事項であって、大統領令で定める事項
- ③ 関係中央行政機関の長は、人身売買等の防止及び被害者保護・支援等に関する事業計画を毎年策定・施行しなければならない。その事業計画及び前年度の実績を、毎年女性家族部長官に提出しなければならない。
- ④ 女性家族部長官は、第3項の規定によって提出された事業計画及び推進実績をまとめて、総合計画を策定しなければならない。
- ⑤ 女性家族部長官は、総合計画の推進成果を毎年点検し、その結果を総合計画に反映する必要がある場合には、第1項後段の規定に従って総合計画を変更し、又は次の総合計画を策定するときに反映しなければならない。
- ⑥ 第1項から第5項までに規定する事項のほか、総合計画の策定期間、手續及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（人身売買等防止政策調整協議会）

- ① 次の各号の事項を審議し、関係部処⁽²⁵⁾間の協力・調整を行うため、副総理兼教育部長

(24) 原文は「식별（識別）」。以下、第11条第1項、第13条、第15条第2項で同様。

(25) 部及び処はそれぞれ中央行政機関の一種。部は日本の省に相当する。処は、國務総理の下に置かれる人事革新処（日本の人事院に相当）、食品医薬品安全処等がある。

官⁽²⁶⁾の下に人身売買等防止政策調整協議会（以下、「政策協議会」という。）を置く。

1. 総合計画の策定・施行に関する事項
 2. 人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援政策の分野別の主要施策に関する事項
 3. 人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援政策の策定⁽²⁷⁾及び諮問に関する事項
 4. その他委員長が人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援のため必要と認める事項
- ② 政策協議会は、委員長を含め 15 人以内の委員で構成するが、委員長は副総理兼教育部長官が務め、副委員長は女性家族部長官が務め、その他の委員は、次の各号の者とする。
1. 法務部長官
 2. 文化体育観光部長官
 3. 保健福祉部長官
 4. 雇用労働部長官
 5. 海洋水産部長官
 6. 警察庁長
 7. 海洋警察庁長
 8. 大統領令で定める関係中央行政機関の長
 9. 人身売買等の予防・防止及び被害者保護・支援に関して、専門知識及び経験が豊富な者のうちから委員長が委嘱した者
- ③ 第 2 項第 9 号の規定によって委嘱された委員の任期は 3 年とし、一度のみ再任することができる。
- ④ 政策協議会に幹事 1 名を置くが、女性家族部所属の高位公務員⁽²⁸⁾のうちから、委員長が指名する。
- ⑤ その他政策協議会の構成及び運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第 10 条（人身売買等の実態調査）

- ① 女性家族部長官は、5 年ごとに国内外の人身売買等の実態調査を実施し、人身売買等の実態に関する総合報告書を発刊し、これを人身売買等の予防・防止及び被害者の保護・支援のための政策策定に、基礎資料として活用しなければならない。
- ② 女性家族部長官は、第 1 項の規定による実態調査のため必要と認める場合には、関係中央行政機関の長、地方自治体の長及び大統領令で定める関連機関の長に、資料の提出又は調査業務の遂行に必要な協力を要請することができる。この場合、資料提出又は協力要請を受けた者は、特別な事由がなければ、これに従わなければならない。
- ③ 第 1 項の規定による人身売買等の実態調査の方法及び内容等に関して必要な事項は、女性家族部令で定める。

第 11 条（教育等）

- ① 国及び地方自治体は、人身売買等の予防及び被害者の保護・支援のため、次の各号のい

(26) 副総理は 2 人置かれ、企画財政部長官が経済政策担当副総理を、教育部長官が教育・社会・文化政策担当副総理を務める。「政府組織法（法律第 17646 号）」（「정부조직법（법률 제 17646 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224249#0000>〉）第 19 条

(27) 原文は「개발（開発）」。

(28) 高位公務員は、中央行政機関の室長・局長級に相当する公務員等をいう。「国家公務員法（法律第 18308 号）」（「국가공무원법（법률 제 18308 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234043#0000>〉）第 2 条の 2 第 2 項

れかに該当する者を対象として、人身売買等の被害者の特定等に関する教育を実施し、その結果を女性家族部長官に提出しなければならない。〈改正 2022.12.13.〉

1. 第 21 条第 2 項の規定による申告義務者
 2. 第 29 条の規定による専門⁽²⁹⁾医療機関の従事者
 3. 第 33 条の規定による人身売買等被害者支援施設の従事者
 4. 「出入国管理法」第 25 条の 2 及び第 46 条の 2⁽³⁰⁾の業務を担当する出入国管理公務員
 5. 「勤労基準法」第 101 条第 1 項の規定⁽³¹⁾による勤労監督官
 6. 「船員法」第 125 条第 1 項の規定⁽³²⁾による船員勤労監督官
 7. 人身売買等犯罪の捜査及び裁判と関連した国家機関従事者
 8. その他大統領令で定める機関の従事者
- ② 第 1 項の規定による教育の内容及び方法、教育対象の範囲等、必要な事項は、大統領令で定める。

第 12 条（人身売買等の防止に対する認識向上）

国及び地方自治体は、人身売買等の予防及び被害者保護・支援のため、放送・新聞及びインターネット等、多様な媒体を利用し、広報しなければならない。

第 13 条（被害者特定指標等）

- ① 女性家族部長官は、被害者を早期に発見し、保護・支援するため、被害者の特定及び保護についての指標（以下、「被害者特定指標」という。）を策定⁽³³⁾して告示し、検事、司法警察官吏⁽³⁴⁾、出入国管理公務員、外国人関連業務を遂行する公務員等が所属する機関の長に、活用を勧告しなければならない。
- ② 第 1 項の規定に従って被害者特定指標を策定するときには、関係機関の長と協議しなければならない。
- ③ 第 1 項の規定に従って被害者特定指標の活用の勧告を受けた機関の長は、大統領令で定める手続に沿って活用実績を女性家族部長官に提出しなければならない。

第 14 条（被害者確認書の発行）

- ① 人身売買等の被害を受けた者又は第 21 条第 2 項の規定による申告義務者は、女性家族部長官に確認書の発行を要請することができる。

(29) この法律第 11 条第 1 項第 2 号及び第 29 条で言及されている専門医療機関に関して、この法律の原文では「전담（専担）」という用語が使用されている。

(30) 人身売買等に関連し、人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律第 3 条による人身売買等被害者であって、裁判、捜査又はその他の法律による権利救済手続きが進行中である外国人が、在留期間延長許可を申請する場合、法務部長官が、当該裁判等の手続が終了するときまで、在留期間の延長を許可することができる（第 25 条の 2）。また、地方出入国・外国人官署の長は、前述の外国人が、裁判等が進行中であるときには、強制退去命令書の執行を猶予する等ができる（第 46 条の 2）。「出入国管理法（法律第 19070 号）」（「출입국관리법（법률 제 19070 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245973#0000>>）

(31) 「勤労条件の基準を確保するため、雇用労働部及びその所属機関に勤労監督官を置く。」勤労基準法第 101 条第 1 項

(32) 「第 123 条の規定による検査〔第 123 条（船員の勤労基準等に対する検査）〕及び船員の勤労監督のため、海洋水産部に船員勤労監督官を置く。」船員法第 125 条第 1 項

(33) 原文は「개발（開発）」。第 2 項で同様。

(34) 司法警察官は、犯罪の嫌疑があると考えるとき、犯人、犯罪事実及び証拠を捜査する。司法警察吏は、捜査の補助を行わなければならない。「刑事訴訟法（法律第 18862 号）」（「형사소송법（법률 제 18862 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=242053#0000>>）第 197 条

- ② 第1項の規定による被害者確認書の発行時に、被害者に該当するかどうかを審議・判定するため、第15条の規定による地域人身売買等被害者権益保護機関に人身売買等事例判定委員会（以下、本条において「判定委員会」という。）を置く。この場合、判定委員会の運営及び構成に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ③ 女性家族部長官は、判定委員会の判定を経て、大統領令で定めるところに従い確認書を発行することができる。
- ④ 女性家族部長官は、確認書の発行に関する事項を、第15条の規定による中央人身売買等被害者権益保護機関に委任することができる。
- ⑤ 女性家族部長官は、被害者確認書を外国人に発行した場合には、法務部長官に関連資料を送付し、「出入国管理法」第25条の2及び第46条の2の適用を要請することができる。＜改正 2022.12.13.＞

第15条（人身売買等被害者権益保護機関の設置）

- ① 女性家族部長官は、次の各号の人身売買等の予防・防止等に関する政府政策の効果的な執行のため、「両性平等基本法」第46条の2の規定によって設立された韓国女性人権振興院⁽³⁵⁾に、中央人身売買等被害者権益保護機関を置く。
 1. 第2項の規定による地域人身売買等被害者権益保護機関に対する支援
 2. 人身売買等の予防・防止関連の調査及び研究
 3. 人身売買等の予防・防止関連政策の策定⁽³⁶⁾・普及
 4. 人身売買等の予防・防止関連教育及び広報
 5. 人身売買等の予防・防止関連専門人材の養成
 6. 人身売買等の予防・防止関連の国内外の協力体制の構築及び交流
 7. 人身売買等の申告受付
 8. その他女性家族部令で定める人身売買等の予防・防止関連業務
- ② 被害者を迅速に特定・保護し人身売買等を予防するため、次の各号の業務を担当する地域人身売買等被害者権益保護機関を、特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道に置く。
 1. 人身売買等の申告受付、現場調査及び応急措置
 2. 被害者に対する相談〔対応〕及び事後管理
 3. 人身売買等の予防・防止関連の教育及び広報
 4. 人身売買等事例判定委員会の運営
 5. その他女性家族部令で定める人身売買等の予防・防止関連業務
- ③ 中央人身売買等被害者権益保護機関及び地域人身売買等被害者権益保護機関（以下、「被害者権益保護機関」という。）の長は、第1項及び第2項の規定による業務を遂行するため必要な場合には、大統領令で定める関係機関の長に事実確認又は関連資料の提供を要請することができる。この場合、資料提供の要請を受けた関係機関の長は、正当な事由がなければ、要請に従わなければならない。
- ④ 女性家族部長官、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下、「市・道知事」という。）は、「公共機関の運営に関する法律」第4条⁽³⁷⁾の規定による公共機関又

(35) 性暴力、家庭暴力、性売買等の予防・防止及び被害者の保護・支援のために設立された法人。「両性平等基本法（法律第18099号）」（『양성평등기본법（법률 제 18099 호）』）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231691#0000>>

(36) 原文は「개발（開発）」。

(37) 「公共機関の運営に関する法律（法律第18795号）」（『공공기관의 운영에 관한 법률（법률 제 18795 호）』）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=18795#0000>>

は人身売買等予防・防止を目的とする非営利法人を指定し、被害者権益保護機関の運営を委託することができる。この場合、女性家族部長官又は市・道知事は、その運営にかかる費用を支援することができる。

- ⑤ 被害者権益保護機関の設置・運営及び従事者の資格基準、運営受託機関等の指定、委託及び費用支援等に必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 人身売買等犯罪の捜査及び裁判の手續に関する特例

第16条（弁護士選任の特例）

- ① 犯罪被害者及びその法定代理人は、刑事手續上被る可能性のある被害を防御し、法律的援助を保障するため、弁護士を選任することができる。
- ② 第1項の規定による弁護士に関しては、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第27条第2項から第6項までの規定⁽³⁸⁾を準用する。この場合、「被害者」は「犯罪被害者」と、「被害者等」は「犯罪被害者及びその法定代理人」とみなす。

第17条（信頼関係にある者の同席）

- ① 法院〔法院は、日本の裁判所に相当する。〕は、犯罪被害者を証人として尋問する場合に検事、犯罪被害者又は法定代理人が申請するときには、裁判に支障を与えるおそれがある等やむを得ない場合でなければ、犯罪被害者と信頼関係にある者を同席させなければならない。
- ② 第1項の規定は、捜査機関が同項の犯罪被害者を調査する場合に関して準用する。
- ③ 第1項及び第2項の場合、法院及び捜査機関は、犯罪被害者と信頼関係にある者〔の同席〕が犯罪被害者にとって不利である、又は犯罪被害者が望まない場合には、同席させてはならない。

第18条（陳述補助⁽³⁹⁾人の支援）

人身売買等の調査・審理に関しては、「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第36条から第39条までの規定⁽⁴⁰⁾を準用する。この場合、「性暴力犯罪の被害者」及び「被害者」は、「犯

www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239979#0000>) 第4条では、企画財政部長官が、国、地方自治体以外の機関のうち、他の法律によって直接設立され政府が出捐（えん）する機関等、同条第1項各号の規定のいずれかに該当する機関を公共機関に指定することができること及びその例外規定を定める。

- (38) 「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法（法律第18465号）」〔성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법（법률 제18465호）〕<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235559#0000>> 第27条（性暴力犯罪被害者に対する弁護士選任の特例）第2項から第6項には、次のように定められている。「②第1項の規定による弁護士は、検事又は司法警察官の被害者等に対する調査に参与し、意見を陳述することができる。ただし、調査途中には、検事又は司法警察官の承認を得て意見を陳述することができる。」

③第1項の規定による弁護士は、被疑者に対する拘束前の被疑者尋問、証拠保全手續、公判準備期日及び公判手續に出席し、意見を陳述することができる。この場合、必要な手續に関する具体的な事項は、大法院規則で定める。

④第1項の規定による弁護士は、証拠保全の後、関係書類又は証拠物、訴訟継続中の関係書類又は証拠物を閲覧し、又は謄写することができる。

⑤第1項の規定による弁護士は、刑事手續において被害者等の代理が許容され得る全ての訴訟行為に対する包括的な代理権を持つ。

⑥検事は、被害者に弁護士がいない場合、国選弁護士を選定して刑事手續において被害者の権益を保護することができる。」

- (39) 原文は「조력（助力）」。後掲注(40)において同様。

- (40) 第36条（陳述補助人の捜査過程参加）、第37条（陳述補助人の裁判過程参加）、第38条（陳述補助人の義務）、第39条（罰則適用における公務員の擬制）

罪被害者」とみなす。

第 19 条 (捜査及び裁判手続きにおける配慮)

- ① 捜査機関及び法院並びに訴訟関係者は、犯罪被害者の年齢、心理状態又は後遺障害の有無等を慎重に考慮し、調査及び審理・裁判過程において犯罪被害者の人格又は名誉が傷つけられ、若しくは私的な秘密が侵害されることのないよう注意しなければならない。
- ② 捜査機関及び法院は、犯罪被害者を調査し、又は審理・裁判するとき、犯罪被害者が平安な状態で陳述することができる環境を作らなければならない。調査及び審理・裁判の回数は、必要な範囲で最小限としなければならない。

第 20 条 (審理の非公開)

- ① 人身売買等犯罪に対する審理は、その犯罪被害者の私生活を保護するため、決定により公開しないことができる。
- ② 証人として召喚された犯罪被害者及びその家族は、私生活保護等の事由により証人尋問の非公開を申請することができる。
- ③ 裁判長は、第 2 項の規定による申請を受けた場合、その許可及び公開可否、法廷外の場所での尋問等、証人の尋問方式及び場所に関して決定することができる。
- ④ 第 1 項及び第 3 項の場合には、「法院組織法」第 57 条 (裁判の公開) 第 2 項・第 3 項⁽⁴¹⁾及び「軍事法院法」第 67 条 (裁判の公開) 第 2 項・第 3 項⁽⁴²⁾を準用する。

第 4 章 人身売買等被害者についての申告・保護・支援

第 21 条 (申告義務)

- ① 何人も、人身売買等の被害事実を知ったときには、被害者権益保護機関又は捜査機関に申告 (告訴・告発を含む。以下、同様。) することができる。
- ② 次の各号のいずれかに該当する施設の長又はその従事者は、業務と関連して人身売買等の被害事実を知ったときには、遅滞なく被害者権益保護機関又は捜査機関に申告しなければならない。
 1. 第 33 条の規定による人身売買等被害者支援施設
 2. 「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第 4 条の 6 の規定による緊急電話センター、同法第 5 条の規定による家庭暴力関連相談所、及び同法第 7 条の規定による家庭暴力被害者保護施設⁽⁴³⁾

(41) 「①裁判の審理及び判決は公開する。ただし、審理は、国家の安全保障、安寧秩序又は善良な風俗を害するおそれがある場合には、決定をもって公開しないことができる。②第 1 項但し書の決定は、理由を明らかにして宣告する。③第 1 項但し書の決定を行った場合にも、裁判長は、適当であると認められる者に対しては法廷内にいることを許可することができる。」「法院組織法 (法律第 17907 号)」「(법원조직법 (법률 제 17907 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228819#0000>> 第 57 条

(42) 「①裁判の審理及び判決は公開する。ただし、公共の安寧及び秩序を害するおそれがあるとき又は軍事機密を保護する必要があるときには、軍事法院の決定をもって裁判の審理のみは公開しないことができる。②第 1 項但し書の決定は、具体的な理由を明らかにして宣告する。③第 1 項の但し書にかかわらず、裁判長は、適当な者が法廷にいるよう許可することができる。」「軍事法院法 (法律第 17646 号)」「(군사법원법 (법률 제 17646 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=224245#0000>> 第 67 条

(43) 「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律 (法律第 17437 号)」「(가정폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률 (법률 제 17437 호))」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219133#0000>>

3. 「性売買防止及び被害者保護等に関する法律」第9条の規定による性売買被害者等のための支援施設、及び同法第17条の規定による性売買被害相談所⁽⁴⁴⁾
 4. 「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律」第10条の規定による性暴力被害相談所、同法第12条の規定による性暴力被害者保護施設、及び同法第18条による性暴力被害者統合支援センター⁽⁴⁵⁾
 5. 「児童福祉法」第50条の規定による児童福祉施設⁽⁴⁶⁾
 6. 「人身保護法」第2条の規定による医療施設・福祉施設・収容施設・保護施設⁽⁴⁷⁾
 7. 「青少年保護法」第35条の規定による青少年保護・社会復帰⁽⁴⁸⁾センター⁽⁴⁹⁾
 8. 「青少年福祉支援法」第29条の規定による青少年相談福祉センター⁽⁵⁰⁾
 9. 「児童・青少年の性保護に関する法律」第47条の2の規定による性売買被害児童・青少年支援センター⁽⁵¹⁾
 10. 「障害者福祉法」第58条の規定による障害者福祉施設⁽⁵²⁾
 11. その他大統領令で定める施設
- ③ 何人も、人身売買等の被害事実を申告した者に対し、その申告を理由として不利益を与えてはならない。
- ④ 何人も、他の法律に規定がある場合を除いては、申告者又は被害者（以下、「申告者等」という。）の人的事項又は写真等、その身元がわかる情報又は資料を、インターネット若しくは出版物に掲載し、又は放送媒体を通じて放送してはならない。

第22条（応急措置義務等）

- ① 人身売買等の被害事実の申告を受け付けた被害者権益保護機関の職員又は司法警察官吏は、遅滞なく人身売買等の現場に出動しなければならない。この場合、被害者権益保護機関の長又は捜査機関の長は、互いに同行することを要請することができ、その要請を受けた被害者権益保護機関の長又は捜査機関の長は、正当な事由がなければ、所属職員又は司法警察官吏が現場に同行するようにしなければならない。
- ② 第1項の規定により人身売買等の現場に出動した者は、被害者を人身売買等の行為者から分離し、又は治療が必要であると認めるときには、被害者権益保護機関又は医療機関に引き渡さなければならない。
- ③ 第1項の規定により人身売買等の現場に出動した者は、被害者を保護するため、申告され

(44) 第9条（支援施設の種類）、第17条（相談所の設置）。「性売買防止及び被害者保護等に関する法律（法律第15450号）」（「성매매방지 및 피해자보호 등에 관한 법률（법률 제 15450 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=202650#0000>>

(45) 第10条（相談所の設置・運営）、第12条（保護施設の設置・運営及び種類）、第18条（被害者のための統合支援センターの設置・運営）。「性暴力防止及び被害者保護等に関する法律（法律第17895号）」（「성폭력방지 및 피해자보호 등에 관한 법률（법률 제 17895 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228651#0000>>

(46) 第50条（児童福祉施設の設置）児童福祉法（法律第17784号）前掲注(11)

(47) 第2条（定義）「人身保護法（法律第14972号）」（「인신보호법（법률 제 14972 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=198482#0000>>

(48) 原文は「재활（再活）」。

(49) 第35条（青少年保護・社会復帰センターの設置・運営）

(50) 第29条（青少年相談福祉センター）「青少年福祉支援法（法律第18101号）」（「청소년복지 지원법（법률 제 18101 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231693#0000>>

(51) 第47条の2（性売買被害児童・青少年支援センターの設置）

(52) 第58条（障害者福祉施設）

た現場に出入りして申告者等及び関係者等に対して調査を行い、又は質問を行うことができる。この場合、被害者権益保護機関の職員は、被害者の保護のための範囲でのみ調査又は質問を行うことができる。

- ④ 第3項の規定により出入り、調査又は質問を行う者は、その権限を表示する証票を持ち、これを申告者等及び関係者等に見せなければならない。
- ⑤ 第3項の規定により調査又は質問を行う者は、申告者等及び関係者等が自由に陳述することができるよう、人身売買等行為者から分離されたところで調査する等、必要な措置を採らなければならない。
- ⑥ 何人も、人身売買等の現場に出勤した者に対して、現場調査を拒否し、又は業務を妨害してはならない。

第23条（被害者に対する保護）

- ① 検事又は司法警察官吏は、捜査過程で被疑者又は参考人が人身売買等の被害を被ったとみなすことができる相当な理由があるときには、遅滞なく法定代理人・親族又は弁護人に通知し、身辺保護、捜査の非公開等、その保護に必要な措置を採らなければならない。
- ② 第1項の規定による通知の対象となる法定代理人・親族又は弁護人が、人身売買等の行為に加担したとみなすことができる相当の理由があり、又は被疑者若しくは参考人の私生活保護等やむを得ない事由がある場合には、第1項の規定にかかわらず、通知しないことができる。
- ③ 検事又は司法警察官吏は、捜査過程で被疑者又は参考人が人身売買等の被害を被ったとみなすことができる相当の理由があるときには、第33条の規定による人身売買等被害者支援施設等の支援団体と連携し、捜査手続上の助力及び相談支援を受けることができるよう、措置を採らなければならない。
- ④ 法院又は捜査機関が申告者等を調査し、証人として訊問⁽⁵³⁾する場合には、「特定犯罪申告者等保護法」第7条から第13条までの規定⁽⁵⁴⁾を準用する。この場合、「犯罪申告等」は「申告」と、「犯罪申告者等」は「申告者等」とみなす。

第24条（不法原因による債権の無効）

- ① 人身売買等犯罪を犯した者が、当該犯罪行為と関連して被害者に対して持つ債権は、その契約の形式又は名目と関係なく、これを無効とする。その債権を譲渡し、又はその債務を引き受けた場合にもまた同様とする。
- ② 検事又は司法警察官吏は、第1項の不法原因と関連したものと疑われる債務の不履行を理由として告訴・告発された事件を捜査するときには、金品その他財産上の利益の提供が人身売買等の誘引・強要の手段に利用されたかどうかを確認し、捜査に斟酌（しんしゃく）を加えなければならない。
- ③ 検事又は司法警察官吏は、被害者を調査するときには、第1項の債権が無効である事実を、本人又は法定代理人等に告知しなければならない。

(53) 原文に漢字表記で（訊問）と書き加えられている。

(54) 第7条（人的事項の記載省略）、第8条（人的事項の公開禁止）、第9条（身元管理カードの閲覧）、第10条（映像物の撮影）、第11条（証人召喚及び尋問の特例等）、第12条（訴訟進行の協議等）、第13条（身辺安全措置）。「特定犯罪申告者等保護法（法律第14413号）」（「특정범죄신고자 등 보호법（법률 제 14413 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=188381#0000>〉）

第 25 条（被害者等に対する就学支援）

- ① 国及び地方自治体は、被害者又は被害者の被害時に国内在留中の直系卑属である家族構成員（以下、「被害者等」という。）が未成年である場合、「初・中等教育法」第 2 条の規定による学校⁽⁵⁵⁾で教育を受けることができるよう、就学（入学、再入学、転学及び編入学を含む。）を支援することができる。
- ② 被害者等が住所地以外の地域で就学する必要があるときには、その就学が円滑になされるよう支援しなければならない。この場合、就学を支援する関係者は、被害者等の私生活が侵害されないよう、留意しなければならない。
- ③ 出席日数の算入等、第 2 項の規定による就学支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第 26 条（被害者等に対する就業支援）

- ① 国及び地方自治体は、被害者等に対する職業訓練及び就業連携等、就業を支援することができる。
- ② 就業支援対象の範囲及び就業支援に必要な事項は、大統領令で定める。

第 27 条（被害者に対する法律相談等）

- ① 国は、被害者に対して法律相談及び訴訟代理等の支援（以下、「法律相談等」という。）を行うことができる。
- ② 女性家族部長官は、ぜい弱階層⁽⁵⁶⁾の児童・青少年等、大統領令で定める犯罪被害者に対しては、弁護士の助力を受けるよう支援しなければならない。
- ③ 女性家族部長官は、「法律救助法」第 8 条の規定による大韓法律救助公団⁽⁵⁷⁾又は大統領令で定める他の機関に法律相談等を要請することができる。
- ④ 法律相談等にかかる費用は、大統領令で定めるところにより国が負担することができる。
- ⑤ 法律相談等の要件及び内容並びに手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 28 条（医療費の支援）

- ① 国又は地方自治体は、被害者権益保護機関又は第 33 条の規定による人身売買等被害者支援施設の長が、被害者等について医療機関に疾病治療等を依頼した場合には、「医療給付⁽⁵⁸⁾法」第 7 条の規定による医療給付が支給されない治療項目⁽⁵⁹⁾に関する医療費用の全部又は

(55) 第 2 条（学校の種類）では、初等学校、中学校・高等公民学校、高等学校・高等技術学校、特殊学校、各種学校を定める。「初・中等教育法（法律第 18993 号）」（「초·중등교육법（법률 제 18993 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=244923#0000>〉）

(56) 一般的に、高齢者、子ども、障害者、低所得層等、社会的に保護が必要な階層をいう。「취약계층」 국립국어원 우리말샘 〈https://opendic.korean.go.kr/dictionary/view?sense_no=794404&viewType=confirm〉 その他、「○○ぜい弱階層」のように、特定の何かの事項に関してぜい弱な人々を表す場合もある。

(57) 法律救助法は、経済的困難、法に関する知識の不足により、法の保護を十分に受けることができない人に対する法律扶助に関する法律である。この法律により設立された大韓法律救助公団は、法律相談、訴訟代理、刑事弁護等を行う。「법률구조법（법률 제 18755 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239375#0000>〉; 「개요 및 절차」 대한법률구조공단ウェブサイト 〈<https://www.klac.or.kr/legalstruct/summary.do#none>〉

(58) 原文は「급여（給与）」。

(59) 疾病、負傷、出産等に関する医療給付の内容は、診察・検査、薬剤・治療材料の支給、処置・手術その他の治療、予防・リハビリ、入院、看護、移送その他医療目的の達成のための措置となっている。「医療給付法（法律第 16374 号）」（「의료급여법（법률 제 16374 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=208467#0000>〉）第 7 条 また、この医療給付の対象から除外される事項は、医療給付法施行規則第 9 条の規定により、「国民健康保険療養給付の基準に関する規則」（「국민건강보험 요양급여의 기준에 관한 규칙（보건복지부령 제 914 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=245035#0000>〉）別表 2 に定める、業務又は日常生活に支障のない、単純な疲労等に対する薬剤等、同規則で規定する非給付対象とされる。

一部を支援することができる。

- ② 第1項の規定による医療費用の支援範囲及び支援手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第29条（専門医療機関の指定等）

- ① 女性家族部長官又は市・道知事、市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下、同様。）は、国立・公立病院、保健所又は民間医療施設を、被害者等の治療のための専門機関（以下、「専門医療機関」という。）に指定することができる。
- ② 専門医療機関は、被害者等又は被害者権益保護機関若しくは第33条の規定による人身売買等被害者支援施設の長等が要請する場合、被害者等に対して次の各号の医療支援を行わなければならない。
1. 保健相談
 2. 健康診断
 3. 疾病の治療
 4. その他大統領令で定める身体的・精神的治療
- ③ 第1項の専門医療機関の指定及び第2項の医療支援による費用の支給等に必要な事項は、大統領令で定める。

第30条（生計支援）

- ① 国又は地方自治体は、定員の超過等、第33条の規定による人身売買等被害者支援施設を通じて被害者等を保護することができない不可避な事由が発生したときには、被害者等が最低限の生計を維持することができるよう、生計条件及び生計維持能力等を総合的に考慮し、予算の限度内で日常生活に基本的に必要な物品及び金品等を被害者等に支援することができる。
- ② 第1項の規定による生計支援の支援範囲及び支援手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第31条（帰国支援）

- ① 国及び地方自治体は、外国人である被害者の帰国支援プログラムを運営することができる。
- ② 大韓民国の国籍を持つ犯罪被害者が海外で発見された場合、法務部長官は、在外公館長に当該犯罪被害者の帰国等必要な協力を要請することができ、要請を受けた在外公館長は、特別な事由がなければこれに協力しなければならない。
- ③ 国及び地方自治体は、第1項及び第2項の規定による帰国支援に必要な費用の全部又は一部を支援することができる。
- ④ 第1項及び第2項の規定による支援範囲及び支援手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第32条（重複支援の制限）

他の法律によって、この法律で定めた内容と類似する保護又は支援を受けている被害者等については、大統領令で定めるところにより、この法律による支援を制限することができる。

第33条（支援施設の設置・運営等）

- ① 国又は地方自治体は、人身売買等被害者支援施設（以下、「支援施設」という。）を設置・運営することができる。
- ② 国又は地方自治体以外の者が支援施設を設置・運営しようとする場合、市・道知事又は市

長・郡守・区庁長の指定を受けなければならない。

- ③ 支援施設の種類は、次の各号のとおりとする。
1. 一般支援施設：被害者等を対象として寝食を提供し、自立を支援する施設
 2. 障害者支援施設：障害者の被害者等を対象として寝食を提供し、自立を支援する施設
 3. 児童・青少年支援施設：児童・青少年の被害者等を対象として寝食を提供し、就学・教育等を通じて自立を支援する施設
 4. 外国人支援施設：外国人の被害者等を対象として寝食を提供し、帰国を支援する施設
 5. 自立支援共同生活施設：第1号から第4号までの支援施設を退所した者を対象として宿泊等の便宜を提供し、自立を支援する施設
- ④ 支援施設の種類別の入所期間は、次の各号のとおりとする。
1. 一般支援施設：1年以内。ただし、女性家族部令で定めるところにより、1年6か月の範囲で延長することができる。
 2. 障害者支援施設：2年以内。ただし、女性家族部令で定めるところにより、被害回復に要する期間まで延長することができる。
 3. 児童・青少年支援施設：19歳になるときまで。ただし、女性家族部令で定めるところにより、2年の範囲で延長することができる。
 4. 外国人支援施設：3か月（第43条に該当する場合には、その当該期間。）
 5. 自立支援共同生活施設：2年以内。ただし、女性家族部令で定めるところにより、2年の範囲で延長することができる。
- ⑤ 国又は地方自治体は、支援施設の運営に必要な経費の全部又は一部を補助することができる。
- ⑥ 支援施設の指定基準・手続及び運営基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

第34条（支援施設の業務）

- ① 一般支援施設は、次の各号の業務を遂行する。
1. 被害者等の保護及び寝食の提供
 2. 被害者等に対する緊急の救助の支援
 3. 被害者等の心理的安定及び社会適応のための相談及び治療
 4. 疾病治療及び健康管理のため医療機関に引き渡す等の医療支援
 5. 捜査機関の調査及び法院の証人尋問への同行
 6. 「法律救助法」第8条の規定による大韓法律救助公団等関係機関への必要な協力及び支援の要請
 7. 被害者等のための自立・自活教育の実施及び就業情報の提供
 8. 「国民基礎生活保障法」⁽⁶⁰⁾等社会保障関連法令による給付の受領支援
 9. 被害者等に対する「犯罪被害者保護法」第7条の規定⁽⁶¹⁾により支援される治療費・生計費等〔への〕連携

(60) 国民基礎生活保障法は、日本の生活保護法に相当する。「国民基礎生活保障法（法律第18607号）」（「국민기초생활 보장법（법률 제 18607 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238055#0000>>）

(61) 「国及び地方自治体は、犯罪被害者の被害程度及び保護・支援の必要性等により、相談、医療提供（治療費支援を含む）、救助金の支給、法律救助、就業関連支援、住居支援その他犯罪被害者の保護に必要な対策を整備しなければならない。」「犯罪被害者保護法（法律第14583号）」（「범죄피해자 보호법（법률 제 14583 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=192309#0000>>）第7条第1項

10. 他の法律で支援施設に委託した業務
 11. その他被害者等を保護するため、女性家族部令で定める業務
- ② 障害者支援施設は、第1項の各号の業務のほかに、障害者の自立のための各種支援業務を遂行する。
 - ③ 児童・青少年支援施設は、第1項の各号の業務のほかに、進学のための教育を提供し、又は教育機関に就学の連携をする業務を遂行する。
 - ④ 外国人支援施設は、第1項第1号から第7号まで及び第9号の業務並びに帰国を支援する業務を遂行する。
 - ⑤ 自立支援共同生活施設は、次の各号の業務を遂行する。
 1. 自活共同体の運営
 2. 就業及び技術教育（委託教育を含む。）
 3. 就業及び創業のための情報提供
 4. その他社会適応のために必要な支援であって、女性家族部令で定める業務

第35条（被害者等の意思の尊重）

支援施設の長は、被害者等が明らかにした意思に反して、第34条の規定による業務を遂行してはならない。

第36条（支援施設の指定取消し等）

- ① 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第33条第2項の規定により指定を受けた支援施設が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、又は業務の停止を命じることができる。ただし、第1号に該当する場合には、その指定を取り消さなければならない。
 1. 虚偽その他の不正な方法により指定を受けた場合
 2. 第33条第6項の規定による指定基準に適合しない場合
 3. 第39条に違反し、営利目的で運営する場合
 4. 第45条第3項の規定による是正命令を履行しなかった場合
 5. その他大統領令で定める事由に該当する場合
- ② 第1項の規定による指定取消し又は業務停止の基準は、その処分の事由及び違反の程度等を考慮して、大統領令で定める。

第37条（聴聞）

市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第36条の規定によって支援施設の指定を取り消そうとする場合、聴聞を行わなければならない。

第38条（支援施設等の評価）

- ① 女性家族部長官は、3年ごとに支援施設の運営実績を評価し、その結果を監督及び支援等に反映させることができる。
- ② 第1項の規定による評価の基準及び方法等に必要な事項は、女性家族部令で定める。

第39条（営利目的運営の禁止）

この法律による支援施設は、営利を目的として設置・運営してはならない。

第40条（秘密厳守等の義務）

被害者権益保護機関又は支援施設の長、若しくはこれを補助する者又はその職にあった者は、職務上知った秘密を漏らしてはならない。

第41条（支援施設の統合設置・運営）

国又は地方自治体は、この法律によって設置・運営する支援施設を大統領令で定める類似の性格の施設と統合して設置・運営し、又は設置・運営することを勧告することができる。

第5章 外国人の被害者に対する特例**第42条（外国人の被害者に対する保護・支援）**

国及び地方自治体は、第3条の規定によってこの法律の支援対象となる外国人の被害者が、第4章で定める被害者に対する保護及び支援において、国籍又は在留地位を理由として除外されないよう、努めなければならない。

第43条（外国人の被害者に対する特例）

外国人被害者に対する強制退去命令書の執行の猶予、収容⁽⁶²⁾一時解除及び在留期間延長に関しては、「出入国管理法」第25条の2及び第46条の2に従う。〈改正 2022.12.13.〉

第44条（外国人に対する権利の告知等）

- ① 捜査機関は、外国人の被害者を調査するときには、この法律による捜査及び裁判手続上の助力、「出入国管理法」に対する特例、支援施設の利用及び支援内容等の権利について告知しなければならない。
- ② 捜査機関及び法院は、外国人の被害者に必要な通訳及び翻訳を支援しなければならない。

第6章 補則**第45条（指導及び監督等）**

- ① 女性家族部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、支援施設の長に、必要な報告をするよう命じ、又は資料を提出させることができ、関係公務員に対し、支援施設に出入りさせ関係書類等を検査させることができる。
- ② 第1項の規定により出入り・検査を行う公務員は、出入りする前に訪問及び検査の目的・日時等を支援施設の長に知らせなければならない。出入りする場合、その権限を表示する証票を持ち、これを関係者に見せなければならない。
- ③ 女性家族部長官、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による検査結果が第33条第6項の規定による運営基準に達しなくなった場合には、期間を定めて是正措置を命じることができる。

第46条（類似名称の使用禁止）

この法律による支援施設でない場合、人身売買等被害者支援施設又はこれに類似する名称を使用することができない。

第47条（権限の委任・委託）

- ① この法律による女性家族部長官及び関係中央行政機関の長の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に委任することができる。
- ② 女性家族部長官は、大統領令で定めるところにより、この法律による権限の一部を「両性

(62) 原文は「보호 (保護)」。

平等基本法」第46条の2の規定によって設立された韓国女性人権振興院に委託することができる。

第7章 罰則

第48条（罰則）

- ① 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン⁽⁶³⁾以下の罰金に処する。
1. 第18条の規定により準用される「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」第38条第2項に違反した者
 2. 第21条第3項に違反し、人身売買等の被害事実を申告した者に、次の各目のいずれかに該当する不利益措置を行った者
 - イ. 罷免、解任、解雇その他身分喪失に該当する身分上の不利益措置
 - ロ. 懲戒、停職、減俸、降格⁽⁶⁴⁾、昇進制限その他不当な人事措置
 - ハ. 転補⁽⁶⁵⁾、転勤、職務不付与⁽⁶⁶⁾、職務再配置その他本人の意思に反する人事措置
 - ニ. 成果評価又は同僚評価⁽⁶⁷⁾等における差別若しくはそれによる賃金又は賞与金等の差別〔的な〕支給
 - ホ. 職業能力開発及び向上のための教育訓練の機会の制限、予算又は人材等使用可能なりソースの制限若しくはカット⁽⁶⁸⁾、保安情報又は秘密情報の使用の停止若しくは取扱資格の取消しその他勤務条件等に否定的影響を及ぼす差別又は措置
 - ヘ. 注意対象者名簿の作成又はその名簿の公開、集団いじめ、暴行又は暴言等精神的・身体的損傷をもたらす行為
 - ト. 職務に対する不当な監査又は調査若しくはその結果の公開
 3. 第21条第4項に違反し、申告者等の身元がわかる情報又は資料をインターネット若しくは出版物に掲載し、又は放送媒体を通じて放送した者
 4. 第23条第4項の規定により準用される「特定犯罪申告者等保護法」第8条に違反した者
- ② 第22条第6項に違反し、人身売買等の現場に出動した者に対して現場調査を拒否し、又は業務を妨害した者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。
- ③ 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
1. 第33条第2項の規定による指定を受けずに支援施設を設置・運営した者
 2. 第39条の規定による営利目的運営禁止義務に違反した者

(63) 1ウォンは約0.1円（令和4年12月分報告省令レート）。

(64) 原文は「강등（降等）」。

(65) 「同じ職級の中で異なる官職に補（補）し任命する。」「전보」국립국어원 표준국어대사전ウェブサイト
<https://stdict.korean.go.kr/search/searchView.do?word_no=478032&searchKeywordTo=3>

(66) 原文は「직무 미부여（職務未付与）」。

(67) 「個人が遂行した作業をその周囲にいる同僚が評価すること。」「동료 평가」국립국어원 우리말샘ウェブサイト
<https://opendict.korean.go.kr/dictionary/view?sense_no=820940>

(68) 原文は「제거（除去）」。

3. 第40条の規定による秘密厳守の義務に違反した者

第49条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は企業の業務に関して第48条の違反行為を行った場合、その行為者を罰するほかにその法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人がその違反行為を防止するため、当該業務に関して相当な注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

第50条（過料）

- ① 正当な事由なく第21条第2項の規定による申告をしなかつた者には、500万ウォン以下の過料を賦課する。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者には、300万ウォン以下の過料を賦課する。
 1. 第45条第1項の規定による関係公務員の出入り・検査を拒否・妨害又は忌避した者
 2. 第46条の規定による類似名称の使用禁止義務に違反した者
- ③ 第1項及び第2項による過料は、大統領令で定めるところにより女性家族部長官又は地方自治体の長が賦課・徴収する。

附則〈法律第18100号、2021.4.20.〉

この法律は、2023年1月1日から施行する。

附則〈法律第19070号、2022.12.13.〉（出入国管理法）

第1条（施行日） [略]

第2条 省略

第3条（他の法律の改正）

①法律第18100号人身売買等防止及び被害者保護等に関する法律の一部を、次のとおり改正する。

第11条第1項第4号、第14条第5項及び第43条のうち、「〔出入国管理法〕第25条の5及び第62条の2」を、それぞれ「〔出入国管理法〕第25条の2及び第46条の2」とする。

②省略

（なかむら ほのか）

